

香川県報



第 41 号

平成 16 年

5月25日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示

●平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる

個人情報）の一部改正

（県民参画課）

一

保安施設地区の指定予定の通知

（みどり保全課）

二

保安林の指定の解除予定の通知

（建設課）

三

公 告

開発行為に関する工事の完了

（建設課）

三

選挙管理委員会告示

参議院香川県選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事

業者等

三

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

告 示

香川県告示第三百九十七号

平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から適用する。

平成十六年五月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表中「総務部行政企画課」を「総務部人事・行革課」に、「健康福祉部県立病院・施設経営課」を「健康福祉部県立病院課」に、「香川県立医療短期大学」を「香川県立保健医療大学」に改める。

香川県告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年五月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定に係る保安施設地区の所在場所

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東かがわ市小海字川原谷五〇四の一、五〇四の一〇

2 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

さぬき市大川町南川字猪手尾一八九八の一、字西割谷一八九三

3 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱五号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱五号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

さぬき市大川町南川字山ノ神一五一八の五、一五三二の一、一五四七の一、一五四七の三

4 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

さぬき市大川町南川字森ヶ奥一三五八の一、一三五八の四

5 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱五号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱五号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

さぬき市大川町南川字森ヶ奥一三五八の二、一三五八の三、一三七二の一、一三五八の二地先

6 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

- 7 さぬき市前山字蛇ノ尾二七三三の五の一
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 8 さぬき市昭和字白羽乙一の一、乙二の一
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 9 さぬき市多和字中山中七三の三
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 10 木田郡三木町大字朝倉字西吉谷二一六四の一、二一六四の四
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 11 木田郡三木町大字奥山字堂ヶ平三二五九の四、三二六四の一
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二九号から標柱三三三号までを順次結んだ線及び標柱二九号と標柱三三三号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 12 香川郡塩江町大字安原上東字除ヶ二四六七の一
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 13 香川郡塩江町大字安原下字河北第一号一六五二、第一号一六五四
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱五号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱五号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 14 香川郡塩江町大字安原上東字南地二五五六の六、二五五六の一
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱七号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱七号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

香川郡塩江町大字安原上東字南地九一〇の一、二五五五の三、二五五六の一、二五六〇

- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 指定の有効期間 七年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに東かがわ市産業部経済課、さぬき市産業経済部農林水産課、三木町産業振興課及び塩江町産業観光課に備え置いて縦覧に供する。)

香川県告示第三百九十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十六年五月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所
小豆郡内海町福田字竿ヶ原乙二二〇二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び内海町建設農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

香川県公告第二百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年五月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市花町四三八 一、四三八 二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
坂出市富士見町一丁目八番一―二号
花田 守、花田 アツ子

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四十九号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、平成十六年七月二十五日任期満了に伴う参議院香川県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

平成十六年五月二十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

テレビジョン放送	回数	ラジオ放送	回数
株式会社瀬戸内海放送 西日本放送株式会社	二	西日本放送株式会社	一

香川県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨綾歌町選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年五月二十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
綾歌町総合文化会館	綾歌郡綾歌町栗熊西一六八〇番地

平成十六年五月二十五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています